

過労運転防止のための機器導入に対する 補助制度が開始されます

申請期間は平成30年8月1日(水)～11月30日(金)

国土交通省では、自動車運送事業者が先進的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

○補助対象機器

- ①ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

○対象経費

上記機器及び付随する機器(情報が記録できる電子媒体等)の導入に係る経費
※パソコン、プリンター、スマートフォン等は補助対象外です。

○補助率

取得に要する経費の1/2

※但し、②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器(運行管理の高度化に対する支援においても選定されている機器に限る。)及び④運行中の運行管理機器については機器等の上限額があります。

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、交付を行います。
 3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
 4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

対象機器

- ◎国土交通大臣が選定した機器

申請期間と申請方法

- 申請期間:2018年8月1日(水)～11月30日(金)
- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)
 - 注意** 補助金の申請受付期間中の申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を閉め切ることとし、その旨を速やかに公表します。
(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/jikoboushi.html>)
- 申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)
- 申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通をご提出ください。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。
注)平成30年4月1日以降に機器を購入し取り付けたものを対象とします。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

③補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者からの書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完するなどの対応をお願いします。1週間以内に対応できない場合は提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で、再度提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。